

中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会設置運営要綱

(目的)

第1条 津久井地区、相模湖地区及び藤野地区（以下「中山間地域」という。）における医療提供体制の確保を図るため、持続可能な医療のあり方について、中山間地域の住民や、医療に関わる団体の代表者等が意見交換を行う「中山間地域の持続可能な医療のあり方に関する懇話会」（以下「懇話会」という。）の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) 中山間地域における医療の課題の把握に関すること。
- (2) 中山間地域の持続可能な医療のあり方に係る対応策に関すること。
- (3) その他中山間地域の医療提供体制の確保に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、別表に掲げる団体等から推薦があった者を委員として構成し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉局保健衛生部医療政策課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

別表（第3条関係）

団体名等	人数
一般社団法人相模原市医師会	1名
公益社団法人相模原市病院協会	1名
公益社団法人相模原市歯科医師会	1名
公益社団法人相模原市薬剤師会	1名
相模原市訪問看護ステーション管理者会	1名
相模原市立診療所の指定管理者	1名
相模原市立国民健康保険診療所	1名
学識経験者	2名
津久井地区まちづくり会議	1名
相模湖地区まちづくり会議	1名
藤野地区まちづくり会議	1名